

中津川市公告第41号

教育施設特別教室等空調設備設置工事（第3工区）について、中津川市公募型指名競争入札実施要綱（平成13年3月8日決裁）第5条の規定により公告する。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

令和7年7月16日

中津川市長 小栗 仁志



1 工事の概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 工事名 | 教育施設特別教室等空調設備設置工事（第3工区） |
| (2) 工事場所 | 中津川市内小中学校（坂本小・阿木小・蛭川小・坂本中・阿木中・蛭川中） |
| (3) 工事概要 | （概算工事費）約3.1億円（税込） |
| (4) 工期 | 契約締結の日から令和8年9月末日（予定） |

2 工事の入札方式

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による公募型指名競争入札とする。

3 公募型指名競争入札に応募できる資格及び条件

本件工事は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同企業体であって、中津川市から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

- ①共同企業体は、自主結成とし、2者若しくは3者の組合せとする。
- ②共同企業体構成員の組合せは、「管工事のAランクに属している者と電気工事のAランクに属している者の2者」若しくは「管工事のAランクに属している者と電気工事のAランクに属している者の2者に管工事又は電気工事のBランク以上を加えた3者」の組合せとし、全て中津川市内に本店を有すること。
- ③共同企業体による施工は共同施工方式とし、構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。
- ④共同企業体の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員のうち最大とする。
- ⑤共同企業体の構成員は、当該工事に係る入札において、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
- ⑥資本若しくは人事面において関連がある建設業者同士においては、共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 各構成員の資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②申請日において、中津川市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- ③会社更生法（平成14年法律154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の開始の申立者にあつては、同法第199条第1項又は第200条第1項の規定により更生計画認可の決定を受けていること。
- ④中津川市から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成5年5月20日決裁）に基づく資格停止等の措置を公告日から当該工事の契約締結日までの間に受けていないこと。
- ⑤対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑥建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する許可業種のうち、中津川市が発注する建設工事に対する許可業種の許可を受けて3年以上営業をしていること。

（3）代表構成員の資格要件

- ①建設業法第15条の規定による管工事業または電気工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- ②公告日より3年以上前から中津川市内に本店を有し（証明できるものの写し添付）、公告日における建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書の管工事の総合評点が800点以上または、電気工事の総合評点が700点以上であること。
- ③直近10か年度以内に、監理技術者若しくは現場代理人として官公庁の工事に従事した実績があり、次の要件を満たす者で、専任で配置できること。
 - （ア）一級管工事施工管理技士または一級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - （イ）管工事または電気工事に係る監理技術者資格者証を有する者

（4）第2構成員の資格要件

- ①建設業法第15条の規定による管工事業または電気工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- ②公告日より3年以上前から中津川市内に本店を有し（証明できるものの写し添付）、公告日における建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書の管工事の総合評点が800点以上または、電気工事の総合評点が700点以上であること。
- ③管工事または電気工事の元請けとして同種工事の施工実績があること。
- ④管工事または電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

（5）第3構成員の資格要件

- ①建設業法第7条の規定による管工事業または電気工事業の一般建設業の許可、若しくは同法第15条の規定による管工事業または電気工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- ②公告日より3年以上前から中津川市内に本店を有し（証明できるものの写し添付）、公告日における建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書の管工事の総合評点が700点以上または、電気工事の総合評点が600点以上であること。

4 入札参加資格の確認

- （1）この競争入札の参加希望者は、3に定めるところにより共同企業体を結成し、公募型指名競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （2）競争入札参加資格の認定は、提出された申請書等によって資格審査を行い、その結果は、

入札執行通知により代表構成員に通知する。※中津川市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成13年3月8日決裁）第7条の規定により、代表構成員に通知する。

(3) 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- ①特定建設工事共同企業体構成員表（様式第2号）
- ②特定建設工事共同企業体協定書（写）（様式第3号）
- ③工事の施工実績（工事が完成し、引渡しが完了しているもの）（様式第4号）
- ④配置予定技術者等の資格及び工事経験（工事が完成し、引渡しが完了しているもの）（様式第5号）
- ⑤公告日における最新の建設業法第27条の23の規定による経営事項審査結果通知書の写し
- ⑥当該企業体に関する一切の権限を構成員から代表構成員に委任する内容の委任状

5 申請書の提出等

(1) 受付期間

土曜日、日曜日を除く、令和7年7月16日（水）から令和7年8月5日（火）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 申請書の提出方法

申請書1部を、直接持参する。（郵送によるものは受け付けない）

(3) 申請書の提出先

中津川市本町2丁目3番25号 本町分庁舎
中津川市教育委員会事務局 教育施設課

(4) 工事概要図の閲覧

公告期間中、工事の概要について図面等の閲覧に供します。

中津川市教育委員会事務局 教育施設課

電話0573-66-1111（内線4208、4212）

（申請書等は、中津川市の公式ホームページ

<http://www.city.nakatsugawa.lg.jp/> からダウンロードできます。）

6 その他

(1) 資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は、当該工事の競争入札参加資格確認以外の資料として使用しない。

(3) 提出された資料は、返却しない。